

在監者に関する国民健康保険法の規定

1 被保険者の定義

第5条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としなない。

- 1 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 2 船員保険法の規定による被保険者
- 3 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- 3の2 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 4 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 5 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
- 6 生活保護法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
- 7 国民健康保険組合の被保険者
- 8 その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

2 給付制限規定

第59条 被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の給付(略)は、行わない。

- 1 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
- 2 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

3 保険料

在監者についての特則はないが、以下の減免規定がある。

第77条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(参考：健康保険法第158条)

前月から引き続き被保険者(略)である者が第118条第1項各号(注：国民健康保険法第59条と同旨)のいずれかに該当するに至った場合はその月以降、・・(略)・・同項各号のいずれかに該当しなくなった月の前月までの期間、保険料を徴収しない。(以下略)

